

## 総務文教常任委員長報告

(R4. 12. 19)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案、令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管分ではありますが、その主な内容といたしまして、人事異動等に伴う職員人件費等が、各費目において計上されているほか、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」の増加見込みに伴い、当該寄附金を一旦、基金に積み立てる経費等、ふるさと力向上経費の増額補正、

民生費では、市立各文化センター・児童館における、電気料金の不足に係る文化センター・児童館運営経費の増額補正、

教育費では、育親学園義務教育学校の新校舎建設及び給食配膳室整備工事の設計に係る、学校建設事業費の増額補正、及び繰越明許費くりこしめいきよひの設定、

放課後児童健全育成事業の職員研修やシステム改修のための、放課後児童対策経費の増額補正であります。

また、債務負担行為さいむふたんについては、計画的な事務執行を進めるため、庁舎管理経費やスクールバス運行業務委託経費等について、設定されるものであり、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部

改正は、国家公務員の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

審査の中では、議会の議員を含め、特別職の報酬等の改正に関しては、昨今の物価高騰などの市内経済状況を鑑<sup>かんが</sup>み、見送るべきとの反対討論もありましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、一般職員の給与に関する条例の一部改正は、これも国家公務員の給与改定措置に準じ、一般職員の給与に関し、期末手当等の支給割合を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、一般職員の給与増額改定措置に準じ、会計年度任用職員の給与月額を増額改訂するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の制定は、地方公務員法の一部改正により、職員の定年引上げ等が行われることに伴い、関係する11の条例について規定整備や経過措置を設けるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 亀岡市個人情報保護法施行条例の制定は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例の制定は、従来の放課後児童会に替えて、新たにかめおか児童クラブを設置し、開設時間の延長や休日保育の拡大実施などにより、放課後児童健全育成事業を推進するために、所要の規定整備を図るものであり、

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、柔軟な募集方法により支援員や支援補助員の人材確保に努めること、児童を最優先とした保育環境の整備や見守り支援体制の構築を図ること、適宜議会へ状況報告を行うこと、を指摘要望するものです。

次に、第18号議案 東別院グラウンドに係る指定管理者の指定は、<sup>おおやけ</sup>公の施設の管理について、指定管理者を指定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○放課後児童会、さらなる充実へ

- ・一般会計補正予算  
(第4号)
- 可決(全員賛成)
- ・かめおか児童クラブ  
事業の実施に関する  
条例の制定
- 可決(全員賛成)

・放課後児童対策経費  
756万5千円増

「子どもファースト宣言」の一環として、従来の放課後児童会からかめおか児童クラブに名称を替え、平日開設時間の延長や休日保育の拡大、一家庭二人目以降の負担金の無料化など、保育サービスの拡充を図る。

【主な質疑】

**問** 保護者にとつては、働きやすい環境となるが、長時間児童を保育することにより、中には、ネグレクトの事象に直面する可能性もある。どのような支援体制を実施するのか。

**答** 支援員や支援補助員の研修を実施し、ネグレクトなどの事象がないか児童の様子を十分に観察することも、保護者と連携する中で、教育委員会として取り組む。

**問** 児童に対して、十分なフォローができるように、民間との連携は考えていないのか。

**答** 他市の事例では、民設民営、公設民営など様々な形で民間との連携が実施されており、今後、児童にとって何が一番よいのかを考え、導入の可能性について研究する。

【指摘要望事項】

柔軟な募集方法により支援員や支援補助員の人材確保に努めること、児童を最優先とした保育環境の整備や見守り支援体制の構築を図ること、適宜議会へ状況報告を行うこと。